

# 指 導 編

---



## 1 「外部講師を活用した性に関する指導の授業」基本方針

学校が進める性に関する指導の一環として、医師、助産師、保健師、NPO法人などの専門家を主な講師に招いて授業を行う場合、以下の三点を基本方針とする。

(1) 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。

医師、助産師、保健師、NPO法人など、それぞれの専門性が十分生かせるような指導形態の工夫を行い、教員と十分な連携のもと実施する。

(2) 学校における性に関する指導の一環として行う。

保健、特別活動、道徳等の時間に学級担任、教科担任や養護教諭が中心となって行う性に関する指導の一環として企画するものである。より専門的な立場から豊富な知識や経験に基づいた指導を仰ぐ。

(3) 学校における性に関する指導に準じ、以下の二点を目標とする。

- ① 発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること。
- ② 生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導すること。

【参考】(財)日本学校保健会「薬物乱用防止教室マニュアル」

学校における「性に関する指導」の基本的な考え方や、教科領域での取り扱い方については、本県が平成26年3月に発行した「性に関する指導の手引き」を参考にすること。

## 2 「外部講師を活用した性に関する指導の授業」実施までの手順

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">企 画</div> <div style="font-size: 2em;">▶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">打 ち 合 わ せ</div> <div style="font-size: 2em;">▶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">準 備</div> </div>			
<b>学 校 内</b>	<p>学級担任，教科担任，保健主事や養護教諭などを中心に，外部講師を活用した性に関する指導の授業を企画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どんなテーマで</li> <li>・いつ</li> <li>・だれを講師に</li> <li>・学校側の責任者は</li> </ul>	<p>「外部講師を活用した性に関する指導の授業」実施に向けて，全教職員の共通理解を図り，事前指導等について話し合う。また，「保健」の教科書や学習指導要領などを準備し，講師予定者との打ち合わせに備える。</p>	<p>当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。</p> <p>必要な場合は実態調査，事前学習・事前指導を行う。</p> <p>運営，司会，記録，講師の補助など，教員間での役割分担をする。</p>
<b>関 係 者 と の 調 整</b>	<p>外部講師を活用した性に関する指導の授業の企画に合わせて，関係機関に講師の派遣を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前打診</li> <li>・依頼状送付</li> <li>・打ち合わせ日程調整</li> </ul>	<p>「外部講師を活用した性に関する指導の授業」の講師予定者と当日の運営方法や指導内容等について打ち合わせを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な日程</li> <li>・講師と学校の役割分担</li> <li>・準備品等</li> </ul>	<p>講師の送迎方法，資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。</p> <p>教員との役割分担についても確認する。</p>

### ポイント

1. あくまで，学校側が主体となって企画・運営を行う。
2. 授業の内容は児童生徒の発達の段階を踏まえて決定する。
3. 保健体育科教諭や養護教諭だけがかかわるのではなく，全教職員の共通理解のもとにすすめる。
4. 事前に保護者へ周知するなど，保護者や地域の理解を得るよう努める。
5. 関係者，関係機関との継続した連携体制づくりへ発展できるようにする。

授業実施

事後指導

評価まとめ

<p><b>学 校 内</b></p>	<p>児童生徒を授業会場に誘導し授業の趣旨の説明、講師の紹介等を行う。 事前の役割分担に基づいて運営責任者を中心に授業を実施する。</p>	<p>授業の後を受けて、保健、特別活動、道徳などの関連した授業や指導を行う。 授業を受けた児童生徒が、内容に対する疑問や質問を聞いたり、感想をまとめたりするとよい。</p>	<p>授業を実施した成果や課題について担当者で話し合い、今後の授業や、次年度の授業の参考とする。 また、この結果を全職員に周知する。</p>
<p><b>関 係 者 と の 調 整</b></p>	<p>講師との最終確認を行い授業を実施する。 常に講師の補助が行える体制を整え、講師の指示に適宜対応する。</p>	<p>講師に授業の実施についての感想などをたずねるとともに、児童生徒の授業の感想などをまとめるほか、運営上の課題や児童生徒の事後指導などについてもまとめを行う。</p>	<p>講師及び講師の所属先に礼状を出し、今後の協力を依頼する。 また、必要に応じて授業のまとめや児童生徒の感想文なども送付する。</p>

### 講師との確認事項

1. 児童生徒及び家庭や地域の実態
2. 学校における性に関する指導の取組の現状
3. 講師を依頼した理由、期待する内容、教育活動の中での位置付け
4. 学校側の責任者、連絡担当者、連絡方法

### 3 「外部講師を活用した性に関する指導の授業」実施の留意点

#### (1) 扱う内容

外部講師を活用した授業であっても、学校における授業である以上、学習指導要領等に基づいて行う必要がある。

#### **指導に当たっては、以下の点に配慮することが大切**

- ア 児童・生徒の発達段階を踏まえること
- イ 学校全体で共通理解を図ること
- ウ 家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること
- エ 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと

特別活動の授業として行う場合も、教える内容は保健の授業で教える内容に準ずるので注意が必要である。

#### (2) 講師

医師、助産師、保健師、NPO法人などが対象である。ただし、それぞれの分野についての専門性は備えていても性に関する指導に関しては必ずしも専門家ではない場合もあるので、事前に性に関する指導の専門性について十分調べ、話し合ったうえで講師を決定する必要がある。

#### (3) 開催数

保健、特別活動、道徳の時間において実施し、相互に学習内容の関連性をもてるようにする。

講師を招くことから、通常、学校単位、学年単位で実施することが多いと思われるが、可能であれば、単学級、あるいは2学級合同などの少人数で複数回実施すると、より効果的である。

#### (4) 開催時期

保健、特別活動、道徳にかかわる指導との関連性、継続性を考慮し、もっとも適切な実施時期を決める。空調設備のない体育館などに大勢の児童生徒を集めて実施する場合には、夏や冬の条件の悪い季節を避けるなど十分な配慮が必要である。

#### (5) 開催場所

校内の教室、会議室、体育館などを使って行うことが一般的であるが、場合によっては地域の公共施設を活用することも考えられる。また、病院や行政機関等に出向い

て、その施設内で受講することも検討するとよい。

また、児童生徒に楽な姿勢で資料を見たりメモを取ったりすることが可能な場所を確保することが大切である。

### (6) 謝金について

講師への謝金については、講師との間で事前の確認が必要となる。各学校で年間計画に入れ、当初予算で予定しておくことも必要である。地域によっては、行政から経費の補助を受けることができる場合があるので、あらかじめ確認しておく必要がある。遠方から講師を招く場合、近隣校で期日を連続させ、旅費を折半するなどの工夫をしている学校もあるので、参考にしていきたい。

### (7) 校内体制の整備について

性に関する指導を学校全体で進めるためには、校内体制を整備する必要がある。下の図に例示したように、保健主事が中心となって、組織的に取り組むことが重要である。

性に関する指導推進のための校内組織（中学校の例）



